

平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株 式 会 社 レ ー サ ム  
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 剛  
 (コード番号:8890 JASDAQ)  
 問合せ先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 倉 信 行  
 (TEL 03-5157-8881)

**第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権  
 (行使価額修正選択権付) の発行  
 および新株予約権買取契約 (行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「T I P」)  
 締結に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」といいます。) の発行、および金融商品取引法による届出の効力発生後に、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、同行同支店を割当先とする新株予約権買取契約 (行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「T I P」 次項※注をご参照ください) を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

|                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 割 当 日            | 平成 25 年 5 月 24 日   |
| (2) 発行新株予約権数         | 100,000 個 (第 1 回～第 3 回新株予約権合計、1 回号あたりの個数は以下の通り：<br>第 1 回 50,000 個<br>第 2 回および第 3 回 25,000 個)   |
| (3) 発 行 価 額          | 総額 7,125,000 円 (第 1 回新株予約権 1 個あたり 55 円、第 2 回新株予約権 1 個あたり 90 円、第 3 回新株予約権 1 個あたり 85 円)  |
| (4) 当該発行による潜在株式数     | 100,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)<br>第 1 回新株予約権：<br>上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額 200,000 円<br>第 2 回新株予約権：<br>上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額 200,000 円<br>第 3 回新株予約権：<br>上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額 200,000 円   |
| (5) 資金調達額            | 23,620,000,000 円 (注)   |
| (6) 行使価額および行使価額の修正条件 | 当初行使価額<br>第 1 回新株予約権 200,000 円<br>第 2 回新株予約権 250,000 円<br>第 3 回新株予約権 300,000 円<br>当社は平成 25 年 5 月 24 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を行使価額の修正を行った本新株予約権 (以下、「行使価額修正本新株予約権」といいます。) を有する者 (以下、「行使価額修正本新株予約権者」といいます。) に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、行使価額修正本新株予約権の各行使請求の効力 |

|              |   |
|--------------|---|
|              | 発生日において、当該効力発生日の前取引日（株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初 200,000 円とし、各本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。  |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。  |
| (8) 割 当 先    | ドイツ銀行ロンドン支店   |
| (9) そ の 他    | <p>当社は、ドイツ銀行ロンドン支店（以下、「割当予定先」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生效后に、新株予約権買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、割当予定先は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から 20 営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）内に、当該行使許可に示された数量の範囲内（一回あたりの行使許可上限個数は第 1 回新株予約権は 50,000 個、第 2 回および第 3 回新株予約権は 25,000 個）でのみ本新株予約権を行使できる旨定められています（行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）。</p> <p>行使許可期間中は、当社取締役会の決議による行使価額の修正を行うことはできず、また当社取締役会が、当社が本新株予約権を自己取得する日を定めることもできません。</p> <p>本新株予約権を新株予約権者が譲渡する際には、当社取締役会の承認を要します。</p> |

（注） 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額と、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得し且つ消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を 3 パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を見越し、3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。また割当予定先の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、割当予定先はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要および市場環境等を見極めながら判断致します。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、いずれの回についても 1) 行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は 2) 緊急の資金需要が発生したときのために、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。

|              | 第 1 回新株予約権  | 第 2 回新株予約権  | 第 3 回新株予約権  |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 発行数          | 50,000 個    | 25,000 個    | 25,000 個    |
| 発行価額の総額      | 2,750,000 円 | 2,250,000 円 | 2,125,000 円 |
| 発行価額         | 55 円        | 90 円        | 85 円        |
| 行使価額         | 200,000 円   | 250,000 円   | 300,000 円   |
| 「行使価額の修正」の項目 | 有           | 有           | 有           |
| 行使請求期間       | 3 年間        | 3 年間        | 3 年間        |
| 行使許可条項       | 有           | 有           | 有           |

## 2. 募集の目的および理由

当社の経営の基本は、魅力的な投資不動産商品の創出と、品質の高い運用機会の提供を通じて、投資家の皆様の期待に応えることにあります。

当社創業の 1992 年当時、不動産取引において日本で最も高く評価されていたのは、①更地、次に②テナント空室の建物&土地、そして最も評価が低いのが③テナント入居中の建物&土地で、「壊して作る」が基本でした。当社創業者はこの点に着目、そもそも収益価値をもたらす③テナント入居中の建物&土地が最も高く評価されるべきと考え、そのオーナーチェンジのセカンダリーマーケット創出の起爆剤となるべく当社を設立しました。

そして今、日本の不動産市場は新たな局面を迎えているものと認識しております。当社は、東京都心部の夜間人口増のトレンドの下、地下鉄 24 時間稼働、建物の用途・容積率の規制緩和といった政策の動きもあり、この追い風をバックに、お客様と共に東京都心の不動産物件の潜在価値を掘り起こし、より高い付加価値を創造して参ります。

当社では、この度、この東京マーケットの環境好転をとらえ、持続性のある事業拡大を目指し、2014 年 3 月期から 2016 年 3 月期までの 3 ヶ年を対象とした中期経営計画を策定いたしました。当社の強みを活かし国内における「商品性の向上」を事業の柱に据え、また海外では「ASEAN でも後発の成長国等の収益不動産の商品化」に着手しております。国内と海外、2つの成長エンジンで事業の拡大と安定化を図り、株主の皆様への利益還元水準の向上に尽力して参る所存です。

この中期経営計画に基づいた事業の拡大に伴う不動産の取得・開発資金は多額に上ることが予想されますが、現時点における当社資金の流動性を鑑みますと、積極的な投資により手許資金の流動性が減少することが想定されます。したがって当社は、将来における有利な投資機会を失わないためにも、早い時点で自己資本の増強が必要であると判断しております。

将来的に、高い配当性向で配当を行うことを可能にする財務基盤を整えるために、中期経営計画の実現が大切であり、その達成の為に資本を調達したいと考えております。

## 3. 資金調達方法の概要および選択理由

### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定（第 1 回新株予約権は 200,000 円、第 2 回新株予約権は 250,000 円、第 3 回新株予約権は 300,000 円）されていますが、いずれの回についても当社は平成 25 年 5 月 24 日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を行使価額修正本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、行使価額修正本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該効力発生日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（いずれの回も当初 200,000 円とし、各本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の 1 ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は 100,000 株となり、当社の発行済株式総数 460,814 株を分母とする希薄化率は 21.70%となる見込みです。なお、①割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は 100,000 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は 17.83%となる見込みです。

### (2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3)本スキームの特徴」に記載の[メリット]および[デメリット]がありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量および時期を一定程度コン

トロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

### (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリットおよびデメリットがあります。

#### [メリット]

#### ① 固定行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております（1.に記載の表のとおり）。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

#### ② 行使許可条項

割当予定先は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、割当予定先は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から20営業日の期間内に当該行使許可に示された数量の範囲内（一回あたりの権利行使上限個数は第1回新株予約権は50,000個、第2回新株予約権および第3回新株予約権は25,000個）でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要および市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、割当予定先による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要および市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

#### ③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は100,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。

#### ④ 買入消却条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間中以外はいつでも残存する本新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

#### ⑤ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、いずれの回も、当社の判断により、行使許可期間中以外はいつでも行使価額の修正を開始することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。なお、第2回新株予約権および第3回新株予約権の行使価額は下方にも修正される可能性があります。なお、下限はいずれもが200,000円と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

#### ⑥ 自己資本調達のスランバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資本調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスランバイできます。

#### [デメリット]

#### ① 当初に満額の資本調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資本調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記[メリット]⑤に記載の行使価額の修正を開始しない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使

請求が行われる可能性が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第1回新株予約権は200,000円、第2回新株予約権は250,000円、第3回新株予約権は300,000円）を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式は市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当方式での新株式の発行では、必要となる資金調達額の総額を割当てる適切な投資家が見つかりませんでした。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件および行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

4. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| ① 本新株予約権に係る調達資金        | 23,757,125千円 |
| 本新株予約権の払込金額の総額         | 7,125千円      |
| 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額 | 23,750,000千円 |
| ② 発行諸費用の概算額            | 137,125千円    |
| ③ 差引手取概算額              | 23,620,000千円 |

## (2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 23,620,000,000 円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額および時期は確定したものではありません。

調達資金は、前記「2. 募集の目的および理由」に記載のとおり、日本国内及び海外における販売用不動産の取得・開発資金として使用する予定です。

| 具体的な用途                    | 金額 (百万円) | 支出予定時期                      |
|---------------------------|----------|-----------------------------|
| ① 日本国内外における販売用不動産の取得・開発資金 | 23,620   | 平成 25 年 6 月～<br>平成 28 年 5 月 |

### (注) 1. 手取金の具体的な用途

- 今回の資金調達で得られた資金の主要部分は日本国内の販売不動産の取得・開発資金に振り向ける予定です。一部は、ASEAN 諸国の中でも、後発の成長国において、個別の国の外資規制、為替リスク、不動産取引慣行を十分に精査した上で、リスクに見合う収益が上がる可能性がある商品を、当社のお客様の為に調達して参ります。
2. 本新株予約権の発行後の市場動向によっては、本新株予約権の行使が進まず上記の時期および金額により資金を調達できない可能性があります。この場合には銀行からの借入その他の資金調達手段を利用することにより、事業計画の遂行には支障がないと判断しております。
  3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額が減少いたしますが、仮に調達する資金の額が減少した場合、または、権利行使期間内に新株予約権が全く行使されなかった場合においても、直ちに当社の財務基盤に影響を与えるものではないと判断しております。
  4. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理し、事業以外での積極的な運用は行わない予定です。

### 5. 資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行および割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、自己資本の充実・財務基盤を強化し、当社が有しているコア・コンピタンスをより高めることで、企業価値の向上を実現していく予定であり、経営上合理的な資金調達であると考えます。

### 6. 発行条件等の合理性

#### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、行使請求期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、ならびに本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける行使許可条項、買入消却条項、および行使価額修正条項・選択権に関して、当社の資金調達需要等に関する一定の前提に基づき、当社がより行使価額の高い新株予約権の行使が促進されるような行動をとることを仮定するとともに、割当先の権利行使行動については、株価が行使価額を上回っている限り、出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使がなされることを仮定しています。割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第1回は55円、第2回は90円、第3回は85円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成25年5月7日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第1回は1.47%、第2回は26.84%、第3回は52.21%上回る額としました。

本新株予約権の発行価額および行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額および行使価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関し、本新株予約権の発行が上記算定根拠に照らして監査した結果、有利発行に該当しない旨の意見表明を得ております。

## （2）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は100,000株であり、平成25年5月8日現在の当社発行済株式総数460,814株を分母とする希薄化率は21.70%に相当します。また、①割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は100,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は17.83%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行および割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、前述の通り日本国内における販売用不動産の仕入・開発資金及び新規事業である海外不動産事業に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| （1）名         | 称 | ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)   |
| （2）所         | 在 | 地<br>連合王国、ロンドン EC2N 2DB<br>グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス<br>(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB,<br>United Kingdom) |
| （3）代表者の役職・氏名 |   | ドイツ銀行取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長<br>ユルゲン・フィッチェン (Jurgen Fitschen)<br>アンシュー・ジェイン (Anshu Jain)   |
| （4）事業        | 内 | 容<br>銀行業  |
| （5）資         | 本 | 金<br>2,380百万ユーロ (2012年12月31日現在)<br>(308,472百万円)<br>換算レートは1ユーロ129.61円(平成25年5月7日の仲値)です。   |
| （6）設         | 立 | 年 月 日<br>1870年3月10日   |
| （7）発         | 行 | 済 株 式 数<br>929,499,640株 (2012年12月31日現在)   |
| （8）決         | 算 | 期<br>12月31日   |
| （9）従         | 業 | 員 数<br>98,219名 (フルタイム換算、連結、2012年12月31日現在)   |

|      |                   |   |             |             |
|------|-------------------|---|-------------|-------------|
| (10) | 主要取引先             | 投資家および発行体   |             |             |
| (11) | 主要取引銀行            | -   |             |             |
| (12) | 大株主および持株比率        | ブラックロック・インク 5.14%<br>(2012年12月31日現在)  |             |             |
| (13) | 当事会社間の関係          |   |             |             |
|      | 資本関係              | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。 |             |             |
|      | 人的関係              | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 |             |             |
|      | 取引関係              | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。 |             |             |
|      | 関連当事者への該当状況       | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。                        |             |             |
| (14) | 最近3年間の経営成績および財政状態 | (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)   |             |             |
|      | 決算期               | 2010年12月期   | 2011年12月期   | 2012年12月期   |
|      | 連結純資産             | 50,368  | 54,660      | 54,410      |
|      | 連結総資産             | 1,905,630   | 2,164,103   | 2,012,329   |
|      | 1株当たり連結純資産(ユーロ)   | 52.38   | 58.11       | 57.37       |
|      | 連結純収益             | 27,293  | 31,389      | 32,020      |
|      | 連結当期純利益           | 2,330   | 4,326       | 291         |
|      | 1株当たり連結当期純利益(ユーロ) | 3.07  | 4.45        | 0.25        |
|      | 1株当たり配当金(ユーロ)     | 0.75  | 0.75        | 0.75(予定)    |
|      |                   |   |             |             |
|      |                   | (単位：百万円。特記しているものを除く。)   |             |             |
|      |                   | (注) 換算レートは1ユーロ129.61円(平成25年5月7日の仲値)です。  |             |             |
|      | 決算期               | 2010年12月期   | 2011年12月期   | 2012年12月期   |
|      | 連結純資産             | 6,528,196   | 7,084,483   | 7,052,080   |
|      | 連結総資産             | 246,988,704   | 280,489,390 | 260,817,962 |
|      | 1株当たり連結純資産(円)     | 6,788.97  | 7,531.64    | 7,435.73    |
|      | 連結純収益             | 3,537,446   | 4,068,328   | 4,150,112   |
|      | 連結当期純利益           | 301,991   | 560,693     | 37,717      |
|      | 1株当たり連結当期純利益(円)   | 397.90  | 576.76      | 32.40       |
|      | 1株当たり配当金(円)       | 97.21   | 97.21       | 97.21(予定)   |

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、前記「3.(2)資金調達方法の選択理由」にあるように、今回の資金調達では、既存事業の拡大による業績向上や、更なる外部環境の進展によって企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えておりました。

平成25年4月にドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社より当社に対して面談の依頼があり、今回の資金調達方法についての提案を受けました。それを受け、当社内で協議を含めた正式な協議・検討を開始しました。その結果、今回ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業および事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができることか



ら、当社のニーズに最も合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループが平成 19 年 2 月より合計で 10 件の当該手法を用いた案件の実績を有していることから、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であるとの結論に至ったため、本日、平成 25 年 5 月 8 日の取締役会において本件実施を決議致しました。

ドイツ銀行グループは、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」および「(6) 割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。また、ドイツ銀行グループは、今回の資金調達に留まらず、将来の海外展開も含めた当社の発展・拡大過程における当社の金融アドバイザーとして魅力的な金融機関であると考えており、将来に亘り良きビジネス・リレーションシップを構築できるものと考えております。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針および行使制限措置

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権を保有する予定です。

また、本新株予約権について、当社と割当予定先は、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 4 条第 1 項及び「企業行動規範に関する規則の取扱い」第 2 項(1)乃至(6)並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権および第 3 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る行使をすることができない旨を本買取契約において定めます。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は 56,078 百万ユーロ（約 72,683 億円、換算レート 1 ユーロ 129.61 円(平成 25 年 5 月 7 日の仲値)）（連結、平成 25 年 3 月 31 日現在、未監査）と確認しているほか、当該資金の払込みにについては本買取契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

### (6) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)）の監督および規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）の監督および規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、イングランド銀行ホームページ、ドイツ銀行のアニユアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督および規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先ならびに割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、ならびに反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

## 8. 募集後の大株主および持株比率

| 募集前（平成 25 年 3 月 31 日現在）   |        | 募集後                       |        |
|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| 田中 剛                      | 63.59% | 田中 剛                      | 52.25% |
| 有限会社サムライパワー               | 8.35%  | ドイツ銀行ロンドン支店               | 17.83% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 6.13%  | 有限会社サムライパワー               | 6.87%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 1.94%  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 5.04%  |
| 大阪証券金融株式会社                | 0.66%  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 1.59%  |
| 松井証券株式会社                  | 0.37%  | 大阪証券金融株式会社                | 0.54%  |
| 株式会社 SBI 証券               | 0.37%  | 松井証券株式会社                  | 0.31%  |
| 塚田 正之                     | 0.36%  | 株式会社 SBI 証券               | 0.30%  |
| カブドットコム証券株式会社             | 0.36%  | 塚田 正之                     | 0.29%  |
| 大和証券株式会社                  | 0.29%  | カブドットコム証券株式会社             | 0.29%  |

(注) 1. 平成 25 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当予定先は本新株予約権の長期保有を約しておりませんが、割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得し得る、100,000 株を取得したと仮定したものを表記しております。①割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は 100,000 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、17.83%となります。なお、独占禁止法第 11 条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の 5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の 5%を超えて保有することはできません。

## 9. 今後の見通し

平成 26 年 3 月期の連結業績予想につきましては、本日開示いたしました、平成 25 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）をご参照ください。

また本日、「レーサム 中期 3 ヶ年経営計画（2014/3 月期-2016/3 月期）」も開示いたしましたので併せてご参照ください。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

| 決算期         | 平成 23 年 8 月期 | 平成 24 年 3 月期 | 平成 25 年 3 月期 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高         | 9,075 百万円    | 8,261 百万円    | 15,353 百万円   |
| 営業利益        | 298 百万円      | 1,179 百万円    | 2,200 百万円    |
| 経常利益        | △516 百万円     | 1,123 百万円    | 2,128 百万円    |
| 当期純利益       | △222 百万円     | 982 百万円      | 2,059 百万円    |
| 1 株当たり当期純利益 | △482.86 円    | 2,131.70 円   | 4,468.73 円   |
| 1 株当たり配当金   | －円           | －円           | －円           |
| 1 株当たり純資産   | 42,056.93 円  | 44,351.95 円  | 49,197.74 円  |

(注) 平成 23 年 11 月 25 日開催の定時株主総会決議により、決算期を 8 月 31 日から 3 月 31 日に変更しております。従って、平成 24 年 3 月期は 7 ヶ月決算となっております。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成25年5月8日現在）

| 種類                      | 株式数      | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|----------|--------------|
| 発行済株式数                  | 460,814株 | 100.00%      |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | —        | —            |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

|     | 平成23年8月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 21,000円  | 10,560円  | 17,150円  |
| 高 値 | 28,400円  | 20,950円  | 168,000円 |
| 安 値 | 9,600円   | 7,580円   | 14,260円  |
| 終 値 | 10,560円  | 16,750円  | 166,000円 |

(注) 平成23年11月25日開催の定時株主総会決議により、決算日を3月31日に変更しております。

② 最近6か月間の状況

|     | 平成24年<br>11月 | 12月     | 平成25年<br>1月 | 2月       | 3月       | 4月       |
|-----|--------------|---------|-------------|----------|----------|----------|
| 始 値 | 24,650円      | 36,000円 | 59,000円     | 86,300円  | 102,500円 | 160,000円 |
| 高 値 | 38,800円      | 54,200円 | 90,500円     | 109,700円 | 168,000円 | 220,800円 |
| 安 値 | 24,110円      | 32,650円 | 52,200円     | 66,700円  | 102,300円 | 135,300円 |
| 終 値 | 37,750円      | 54,200円 | 83,900円     | 105,000円 | 166,000円 | 172,900円 |

③ 発行決議日前日における株価

|     | 平成25年5月7日現在 |
|-----|-------------|
| 始 値 | 187,500円    |
| 高 値 | 198,900円    |
| 安 値 | 183,000円    |
| 終 値 | 197,100円    |

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間におけるエクイティ・ファイナンスの実績はありません。

12. 今回の新株予約権の発行要項

◇第1回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社レーサム第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,750,000円
3. 申込期日 平成25年5月24日
4. 割当日および払込期日 平成25年5月24日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は50,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点

で行使されていない新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 50,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金55円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、200,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。

10. 行使価額の修正

当社は平成25年5月24日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、200,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券

もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮す

- る必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間  
平成25年5月24日（当日を含む。）から平成28年5月23日（当日を含む。）までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり55円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所  
株式会社レーサム 管理本部
21. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を55円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

#### ◇第2回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社レーサム第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金2,250,000円
3. 申込期日  
平成25年5月24日
4. 割当日および払込期日  
平成25年5月24日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は25,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数  
25,000個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金90円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、250,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正  
当社は平成25年5月24日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義す

る。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、200,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。



$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
  - (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
  - (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間  
平成25年5月24日（当日を含む。）から平成28年5月23日（当日を含む。）までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
  13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
  14. 新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に

対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり90円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所  
株式会社レーサム 管理本部
21. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を90円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

#### ◇第3回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社レーサム第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金2,125,000円
3. 申込期日  
平成25年5月24日

4. 割当日および払込期日 平成25年5月24日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は25,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 25,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金85円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、300,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
- 当社は平成25年5月24日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、200,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価

額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。  
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間  
平成25年5月24日(当日を含む。)から平成28年5月23日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり85円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金に

- て第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所  
株式会社レーサム 管理本部
21. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を85円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上